

議案第 5 2 号

瑞穂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 9 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）の施行に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 瑞穂町個人情報保護条例（平成 1 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（定義）」に改め、同条中第 5 号を第 7 号とし、第 4 号を第 5 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（6）本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

第 2 条第 3 号ただし書中「電磁的に記録されているもの」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

（4）特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。

以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報という。

第11条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の提供の制限)

第11条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第2条 瑞穂町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第1条中「訂正及び利用停止」を「訂正等」に改める。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録に限る。

第11条第1項中「超えて、保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加える。

第11条の2を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、保有特定個人情報を目的外利用してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を目的外利用することができる。ただし、保有特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第13条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第14条中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、法定代理人又は本人の委任による代理人)」を加える。

第19条第2項を次のように改める。

2 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第11条第1項若しくは第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は削除

(2) 第11条第1項又は第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の停止

第19条第3項を削り、同条第4項中「自己情報に係る記載の訂正、削除及び目的外利用等の中止」を「前2項に規定する訂正、利用の停止若しくは削除又は提供の停止」に改め、同項を同条第3項とする。

第28条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第3条 瑞穂町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第21条」を「第21条の2」に改める。

第2条中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。

第11条の2第1項中「保有特定個人情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第11条の3の次に次の1条を加える。

（情報提供等記録の利用の制限）

第11条の4 実施機関は、情報提供等記録を目的外利用してはならない。

第19条第2項中「自己情報」の次に「（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 21 条の次に次の 1 条を加える。

(自己情報の提供先への通知)

第 21 条の 2 実施機関は、前条第 2 項の規定により自己情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から、第 3 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に定める日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に限る。</p> <p><u>(4)特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6)本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第6条から第11条 略</p> <p><u>(特定個人情報の提供の制限)</u></p> <p><u>第11条の2 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p><u>(用語の定義)</u></p> <p>第2条 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3)保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的に記録されているものに限る。</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第6条から第11条 略</p>

情報を提供してはならない。

第12条 略

第3章から第6章 略

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に定める日から施行する。

第12条 略

第3章から第6章 略

第2条による改正

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、<u>訂正等</u>を請求する権利を明らかにするとともに、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p><u>(5)保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているものをいう。ただし、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録に限る。</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第6条から第10条 略</p> <p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、保有個人情報(<u>保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)</u>を当該実施機関内で利用(以下「目</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、<u>訂正及び利用停止</u>を請求する権利を明らかにするとともに、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第6条から第10条 略</p> <p>(保有個人情報の利用及び提供の制限)</p> <p>第11条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、保有個人情報_____を当該実施機関内で利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外の者に</p>

的外利用」という。)し、又は実施機関以外の者に提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)から(6) 略

2及び3 略

(保有特定個人情報の利用の制限)

第11条の2 実施機関は、保有特定個人情報を目的外利用してはならない。

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報を目的外利用することができる。ただし、保有特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第11条の3 略

第12条 略

第3章 略

(保有個人情報の開示を請求できる者)

第13条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人)は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。

(自己情報の開示の請求方法)

第14条 前条の規定により自己情報の開示を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人又はその法定代理人(保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人)であることを明らかにした上で、次に掲げる事項を記載した請求書を

提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)から(6) 略

2及び3 略

第11条の2 略

第12条 略

第3章 略

(保有個人情報の開示を請求できる者)

第13条 略

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人_____は、本人に代わって前項の開示を請求することができる。

(自己情報の開示の請求方法)

第14条 前条の規定により自己情報の開示を請求しようとする者は、実施機関に対し、本人又はその法定代理人_____であることを明らかにした上で、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

提出しなければならない。

(1)から(3) 略

第15条から第18条の2 略

(自己情報の訂正等を請求できる者)

第19条 略

2 何人も、自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1)第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第11条第1項若しくは第11条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該自己情報の利用の停止又は削除

(2)第11条第1項又は第11条の3の規定に違反して提供されているとき 当該自己情報の提供の停止

3 第13条第2項の規定は、前2項に規定する訂正、利用の停止若しくは削除又は提供の停止(以下「訂正等」という。)について準用する。

第20条及び第21条 略

第4章 略

第5章 略

第25条から第27条 略

(他の制度との調整)

(1)から(3) 略

第15条から第18条の2 略

(自己情報の訂正等を請求できる者)

第19条 略

2 何人も、実施機関が第7条第1項若しくは第2項に規定する制限を超え、又は同条第3項の規定によらないで、自己情報を収集されたと認めるときは、当該実施機関に対し、その削除の請求をすることができる。

3 何人も、実施機関が第11条第1項の規定によらないで、自己情報の目的外利用等をしていると認めるときは、当該実施機関に対し、その中止の請求をすることができる。

4 第13条第2項の規定は、自己情報に係る記載の訂正、削除及び目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)について準用する。

第20条及び第21条 略

第4章 略

第5章 略

第25条から第27条 略

(他の制度との調整)

第28条 この条例は、他の法令等の規定により保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合については、適用しない。

2及び3 略

第28条の2及び第29条 略

第6章 略

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に定める日から施行する。

第28条 この条例は、他の法令等の規定により保有個人情報_____の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている場合については、適用しない。

2及び3 略

第28条の2及び第29条 略

第6章 略

第3条による改正

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 自己情報の開示及び訂正等(第13条—<u>第21条の2</u>)</p> <p>第4章から第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p><u>(5)情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録されたものをいう。</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第6条から第11条 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第11条の2 実施機関は、保有特定個人情報<u>(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)</u>を目的外利用してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第11条の3 略</p> <p><u>(情報提供等記録の利用の制限)</u></p> <p>第11条の4 実施機関は、<u>情報提供等記録を目</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 略</p> <p>第3章 自己情報の開示及び訂正等(第13条—<u>第21条</u>)</p> <p>第4章から第6章 略</p> <p>附則</p> <p>第1章 略</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(4) 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p><u>(6)</u> 略</p> <p><u>(7)</u> 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第6条から第11条 略</p> <p>(保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第11条の2 実施機関は、保有特定個人情報<u>_____</u>を目的外利用してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>第11条の3 略</p>

的外利用してはならない。

第12条 略

第3章 略

第13条から第18条の2 略

(自己情報の訂正等を請求できる者)

第19条 略

2 何人も、自己情報(情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1)(2) 略

3 略

第20条及び第21条 略

(自己情報の提供先への通知)

第21条の2 実施機関は、前条第2項の規定により自己情報を訂正した場合において、必要があると認めるときは、当該自己情報の提供先(情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第4章から第6章 略

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年1月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に定める日から施行する。

第12条 略

第3章 略

第13条から第18条の2 略

(自己情報の訂正等を請求できる者)

第19条 略

2 何人も、自己情報_____が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1)(2) 略

3 略

第20条及び第21条 略

第4章から第6章 略